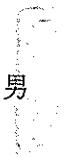




## 阿見町告示第53号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により土浦・阿見都市計画地区計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成28年3月22日



阿見町長 天田 富司男

記

1 都市計画の種類

地区計画

2 都市計画を変更する土地の区域

阿見町よしわら二丁目、三丁目、及び四丁目の各一部

大字吉原字六拾塚、字堀尻、字山中、字北原、字赤太郎、字内林、  
字新道、字牛頭座、字向、字水堀、字東、及び字篠崎の各一部

3 都市計画の縦覧場所

阿見町都市整備部都市計画課

## 土浦・阿見都市計画地区計画の変更（阿見町）

都市計画 阿見吉原地区 地区計画を次のように変更する。

名 称	阿見吉原地区 地区計画
位 置	阿見町よしわら一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の全部 大字吉原字六拾塚、字堀尻、字山中、字北原、字赤太郎、字内林、字新道、字新道台、字正上内、字牛頭座、字向、字茱萸ヶ作、字腰巻、字水堀、字東、字篠崎及び字昭和の各一部
面 積	約 160.8ha
地区計画の目標	本地区は町南部の牛久市に隣接する地域であり、JR常磐線荒川沖駅及び牛久駅からは東に約10km、ひたち野うしく駅からは同約8kmに位置する。また、首都圏中央連絡自動車道（以下「圏央道」という）阿見東インターチェンジ（以下「IC」という）に隣接し、町南部地域の新しい複合市街地の形成をめざす阿見吉原土地区画整理事業（茨城県施行）を施行中の区域である。 本地区計画は、土地区画整理事業の目的及び整備効果の維持増進のために、建築物等の規制・誘導による良好な市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関する方針	阿見吉原土地区画整理事業の土地利用方針による用途地域の指定を基本とし、地区の特性に応じた土地利用を図るため、当地区に細分化する。 1. 低層住宅地区 稲敷台地の風景に合う緑豊かなゆとりある郊外型低層住宅を主体とした土地利用を形成する。 2. 緑地保全型住宅地区 稲敷台地の原風景でもある斜面緑地等を敷地に内包し、住宅と樹林地が一体化した緑溢れる緑地保全型住宅による土地利用を形成する。 3. 緑の保全地区 緑溢れる地域環境創出のため、緑の拠点となる樹林地、草地、農地等の保全・育成を図る土地利用を形成する。 4. 一般住宅地区 都市計画道路1・3・2首都圏中央連絡自動車道（23.5m）に隣接する区域、及び誘致施設地区、工業団地に隣接する区域において、住宅と他施設が共存・調和した土地利用を形成する。 5. 沿道施設地区（都市計画道路3・2・45追原・久野線（30m）沿道、都市計画道路3・4・62赤太郎通り線（20m）沿道、都市計画道路3・4・64堀尻通り線（17m）沿道、都市計画道路3・5・65福田工業団地線（15m）沿道、主要地方道土浦稲敷線沿道、主要地方道竜ヶ崎阿見線沿道） 圏央道ICに直結する都市計画道路及び、地区の骨格を形成する幹線道路の沿道として、店舗・事務所等の施設立地を推進するとともに、住宅と共に調和するまちなみ配慮した土地利用を形成する。 6. 一般施設地区 既存工場と住宅が共存する複合用途に配慮しつつ、近接する誘致施設地区とも調和する土地利用を形成する。 7. 誘致施設地区 圏央道ICに近接する立地条件と敷地規模を活用し、商業・業務施設及び流通・研究施設等の立地・誘導を図るとともに、周辺住宅地の住環境に調和した土地利用を形成する。
建築物等の整備方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1. 敷地の細分化を防ぎ、良好な住環境を形成するため、「敷地面積の最低限度」や「壁面の位置の制限」を定める。 2. 統一観のある落ちついたまちなみを形成するため、「かき又はさくの構造の制限」を定める。
土地利用の制限に関する方針	1. 誘致施設地区と隣接する住宅地との調和に努め、良好な住環境の保全を図る。 2. 誘致施設地区的土地利用に際しては、当該街区土地所有者間における事前の話し合いを行い、施設の立地・誘導を図る上で良好な環境形成に努める。 3. 自然豊かな緑の創造と、現存する樹林地、草地及び農地等を緑地として保全し、ゆとりある住環境形成に努める。

阿見町よしわら一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目の全額 大字吉原字六拾原、字堤原、字赤太郎、字山中、字北原、字赤太郎、字内林、字新道台、字正上内、字牛頭塙、字東新道、字渠貢ヶ作、字腰巻、字水堀、字東、字條崎及びひ字昭和の各一部										
位置		面積								
地区区分の区分	地区区分の名称	低層住宅地区	緑地保全型住宅地区	一般住宅地区	沿道施設地区I	沿道施設地区II	一般施設地区I	一般施設地区II	誘致施設地区I	
		25.6ha	0.4ha	2.1ha	14.2ha	13.2ha	8.9ha	5.5ha	1.1ha	
<b>建築物等に関する事項</b>										
地区整備計画	建築物等の制限	第1種低層住居専用地域の制限とされる。(鉄塔する建物等は、建築基準法別表第2(1)項に掲げる建物等とする。)	第1種低層住居専用地域の制限とする。(鉄塔する建物等は、建築基準法別表第2(1)項に掲げる建物等とする。)	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 営舍 (3) 建築基準法別表第2(1)項第3号に掲げる建築物。 (4) 同表(1)項第2号、及び第3号に掲げる建築物。 (5) 同表(1)項第2号に掲げる建築物。 (6) 同表(1)項第2号に掲げる建築物。	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 営舍 (3) 建築基準法別表第2(1)項第3号に掲げる建築物。 (4) 同表(1)項第2号及び第3号に掲げる建築物。 (5) 同表(1)項第3号に掲げる建築物。 (6) 同表(1)項第3号に掲げる建築物。	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 営舍 (3) 建築基準法別表第2(1)項第3号に掲げる建築物。 (4) 同表(1)項第2号に掲げる建築物。 (5) 同表(1)項第3号に掲げる建築物。 (6) 同表(1)項第3号に掲げる建築物。	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 営舍 (3) 建築基準法別表第2(1)項第3号に掲げる建築物。 (4) 同表(1)項第2号に掲げる建築物。 (5) 同表(1)項第3号に掲げる建築物。 (6) 同表(1)項第3号に掲げる建築物。	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 営舍 (3) 建築基準法別表第2(1)項第3号に掲げる建築物。 (4) 同表(1)項第2号に掲げる建築物。	次に掲げる建築物等は建築してはならない。 (1) ホテル又は旅館 (2) 営舍 (3) 建築基準法別表第2(1)項第3号に掲げる建築物。	
壁面の位置	道路境界線からの距離	かさき又はさくの構造の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、次の各号に掲げる数値以上でなければならない。 1. 建築物の外壁又は、これに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1.0mとする。 2. 道路の境界線までの距離は、0.5mとする。 (1) 道路の境界線までの距離は、0.5mとする。 (2) 道路のすみ切り部分の境界線までの距離は、0.5mとする。 前項各号の規定については、これに適する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5m以内である場合はこの限りではない。	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣・フェンス・その他これらに類する透視性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣・フェンス・その他これらに類する透視性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣・フェンス・その他これらに類する透視性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣・フェンス・その他これらに類する透視性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣・フェンス・その他これらに類する透視性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣・フェンス・その他これらに類する透視性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。	道路に面するかき又はさくの構造は、生け垣・フェンス・その他これらに類する透視性のあるものとし、基礎の高さは地盤面から0.6m以下とする。
土地利用の制限	壁面の位置	建築物面積の最低限度	165m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>	165m <sup>2</sup>	500m <sup>2</sup>	165m <sup>2</sup>	165m <sup>2</sup>	
土地利用の制限	壁面の位置	かさき又はさくの構造の制限	1. 建築物等に適用を除外する事項	1. 建築物等に適用を除外する事項	1. 建築物等に適用を除外する事項	1. 建築物等に適用を除外する事項	1. 建築物等に適用を除外する事項	1. 建築物等に適用を除外する事項	1. 建築物等に適用を除外する事項	
備考	区域、地区の細区分	「計画図」表示のとおりとする。	1. 建築物等に適用を除外する事項に該当する場合は適用を除外する。 2. 緑地保全型住宅地区では、地域の環境形成のため、敷地面積の50%以上を樹林地等として保全・育成しなければならない。 3. 緑の保全地区では、地域の環境形成のため敷地面積の全額を樹林地、草地及び農地等の純地として保全・育成を図ることとする。ただし、止むを得ない理由により純地以外の土地利用を行なう場合には、敷地面積の50%以上を純地とする。 4. 公共公益上必要なもの又は町長が必要と認めるもの。	1. 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等でこれらに適合しないものを総称して使用する。 2. 緑地保全型住宅地区では、地域の環境形成のため、敷地面積の50%以上を樹林地等として保全・育成しなければならない。 3. 緑の保全地区では、地域の環境形成のため敷地面積の全額を樹林地、草地及び農地等の純地として保全・育成を図ることとする。ただし、止むを得ない理由により純地以外の土地利用を行なう場合には、敷地面積の50%以上を純地とする。 4. 公共公益上必要なもの又は町長が必要と認めるもの。	1. 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等でこれらに適合しないものを総称して使用する。 2. 緑地保全型住宅地区では、地域の環境形成のため、敷地面積の50%以上を樹林地等として保全・育成しなければならない。 3. 緑の保全地区では、地域の環境形成のため敷地面積の全額を樹林地、草地及び農地等の純地として保全・育成を図ることとする。ただし、止むを得ない理由により純地以外の土地利用を行なう場合には、敷地面積の50%以上を純地とする。 4. 公共公益上必要なもの又は町長が必要と認めるもの。	1. 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等でこれらに適合しないものを総称して使用する。 2. 緑地保全型住宅地区では、地域の環境形成のため、敷地面積の50%以上を樹林地等として保全・育成しなければならない。 3. 緑の保全地区では、地域の環境形成のため敷地面積の全額を樹林地、草地及び農地等の純地として保全・育成を図ることとする。ただし、止むを得ない理由により純地以外の土地利用を行なう場合には、敷地面積の50%以上を純地とする。 4. 公共公益上必要なもの又は町長が必要と認めるもの。	1. 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等でこれらに適合しないものを総称して使用する。 2. 緑地保全型住宅地区では、地域の環境形成のため、敷地面積の50%以上を樹林地等として保全・育成しなければならない。 3. 緑の保全地区では、地域の環境形成のため敷地面積の全額を樹林地、草地及び農地等の純地として保全・育成を図ることとする。ただし、止むを得ない理由により純地以外の土地利用を行なう場合には、敷地面積の50%以上を純地とする。 4. 公共公益上必要なもの又は町長が必要と認めるもの。	1. 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等でこれらに適合しないものを総称して使用する。 2. 緑地保全型住宅地区では、地域の環境形成のため、敷地面積の50%以上を樹林地等として保全・育成しなければならない。 3. 緑の保全地区では、地域の環境形成のため敷地面積の全額を樹林地、草地及び農地等の純地として保全・育成を図ることとする。ただし、止むを得ない理由により純地以外の土地利用を行なう場合には、敷地面積の50%以上を純地とする。 4. 公共公益上必要なもの又は町長が必要と認めるもの。	1. 本地区計画に係る都市計画決定の際、現に存する建築物等でこれらに適合しないものを総称して使用する。 2. 緑地保全型住宅地区では、地域の環境形成のため、敷地面積の50%以上を樹林地等として保全・育成しなければならない。 3. 緑の保全地区では、地域の環境形成のため敷地面積の全額を樹林地、草地及び農地等の純地として保全・育成を図ることとする。ただし、止むを得ない理由により純地以外の土地利用を行なう場合には、敷地面積の50%以上を純地とする。 4. 公共公益上必要なもの又は町長が必要と認めるもの。	

（註）此處所引之「新舊約全書」，係指新舊約全書之英譯本。

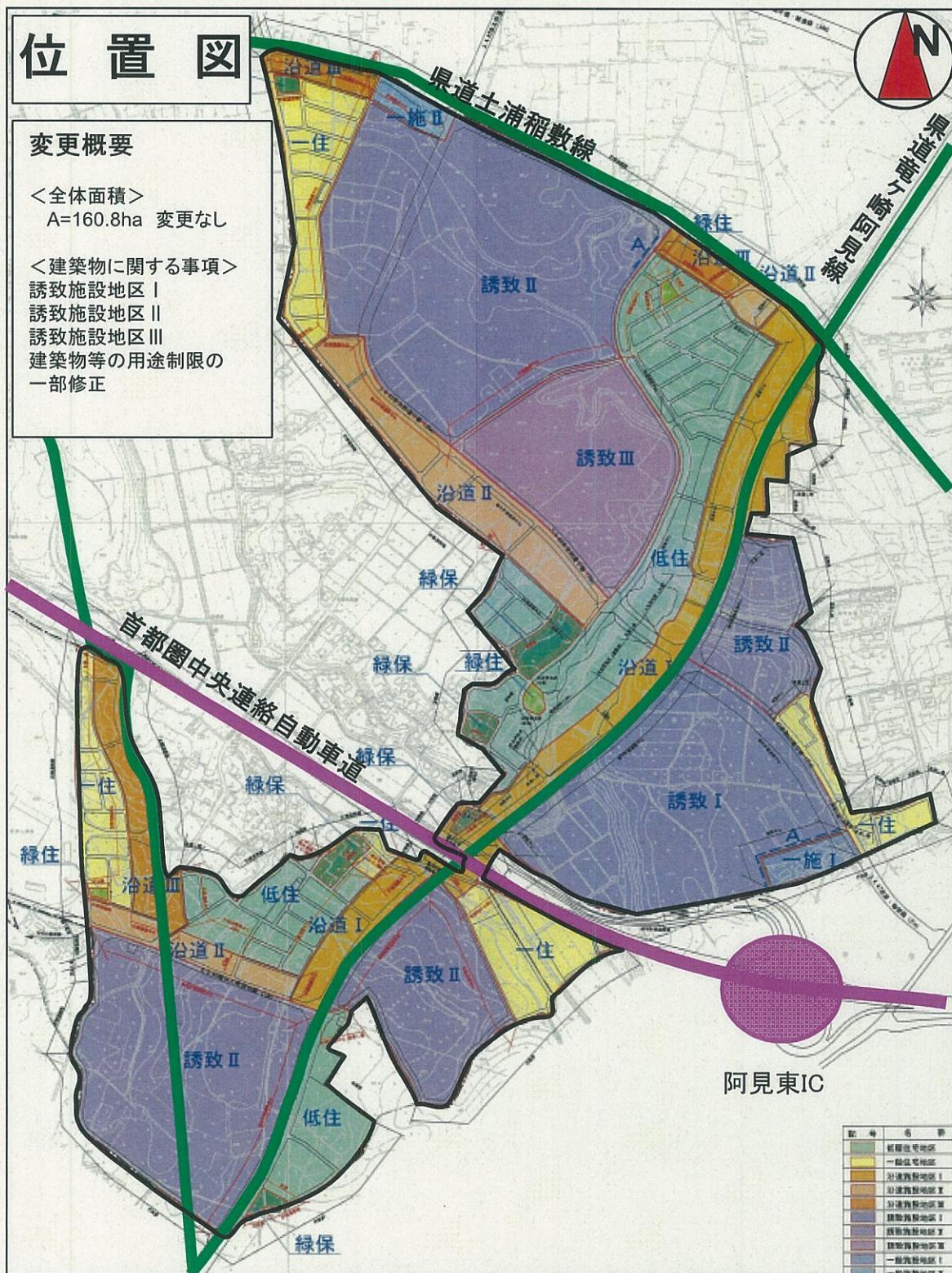
# 土浦・阿見都市計画 地区計画の変更(阿見町決定)

## 位置図

### 変更概要

<全体面積>  
 $A=160.8\text{ha}$  変更なし

<建築物に関する事項>  
誘致施設地区 I  
誘致施設地区 II  
誘致施設地区 III  
建築物等の用途制限の  
一部修正



### 【変更理由】

土地区画整理事業により整備された計画建設用地等について、建築物の適切、かつきめ細やかな誘導を行うことで、圏央道ICに近接する立地条件と敷地規模を活用した、商業・業務施設及び流通・研究施設等の立地・誘導を図り、周辺住宅地の住環境に調和した土地利用の形成の実現を図るため。